総合人材紹介サービス利用規約

第１条（目的）

株式会社ＵＳＥＮ　ＷＯＲＫＩＮＧ（以下、「当社」といいます。）は、この総合人材紹介サービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、これにより日本人労働者を対象とした有料職業紹介サービス【U キャリア】及び外国人労働者を対象とした有料職業紹介サービス【Stay Worker】（以下、総称して「本サービス」といいます。）を提供します。

２　本サービスの内容は、次の各号に定めるとおりとします。

（１）　会員が行う求人について、適切な求職者の紹介

（２）　当該紹介を行うにあたっての相談、助言、人材の開拓や調査

（３）　その他募集、選考、面接、配置、研修等を含む人材の採用、活用に関する人材コンサルティング

（４）　その他本サイトにて提供するサービス

３　本規約は、第 2 条に定める会員と当社の間で締結される本サービスの提供及び利用に関する契約（以下、「本利用契約」といいます。）の内容となるものとします。

第２条（定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

（１）　「会員」とは、第５条に定める手続きにより当社と本利用契約を締結した法人又は個人事業主をいいます。

（２）　「利用者」とは、会員の従業員又は会員本人（個人事業主に限ります。）をいいます。

（３）　「本サイト」とは、当社が運営する【U キャリア】及び【Stay Worker】のサービスサイトをいいます。

（４）　「求人情報」とは、会員が行う求人の情報をいいます。

（５）　「個人情報保護法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）をいいます。

（６）　「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者並びに暴力、威力、脅迫的言辞及び詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人をいいます。

第３条（規約の改定）

当社は、次に掲げる場合、当社の裁量にて、本規約を変更する場合があります。

（１）　本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。

（２） 本規約の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

２　本規約を変更する場合、当社はその変更後の内容と効力発生日を本サイト又は当社のウェブサイト（以下、「本サイト等」といいます。）に掲載して周知します。変更後の本規約は、当社が別途定める場合を除いて、当該効力発生日より、効力を生じるものとします。

３　本規約の変更の効力発生日以降に会員又は会員の従業員たる利用者が本サービスを利用した場合、当該会員は本規約の変更に同意したものとみなされます。

第４条（通知）

本規約に基づき当社が会員に対して行う通知その他の連絡（以下、「通知等」といいます。）は、電子メールの送信、書面の送付、本サイト等での掲載その他当社が適当と判断する方法により行うものとします。

２　通知等を電子メールの送信又は書面の送付により行う場合、当社は会員が当社に届け出ている連絡先に宛てて行うものとします。

３　通知等は、当社が当該通知等の内容を記載した電子メールを送信した時点、書面を発送した時点又は本サイト等に表示した時点より効力を生じます。

第５条（契約の成立）

本利用契約は、本サービスの利用を希望する者（以下、「申込者」といいます。）が本サイトにて会員情報を入力し、本規約に同意のうえ当該情報を当社へ送信（以下、「会員申込」といいます。）し、当社が会員申込を承諾した時点をもって成立するものとします。

２　当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、会員申込を承諾しないことがあります。なお、この場合、当社は、不承諾の理由を開示する義務を負いません。

（１） 内容の如何を問わず、当社との契約に違反したことがある場合又は違反するおそれがある場合。

（２） 職業紹介事業を営んでいる場合。

（３） 第１４条に定める応募者の情報を自己の求人の目的以外に利用するおそれがある場合。

（４） 会員申込にて提供された情報に疑わしい内容がある場合。

（５） 反社会的勢力である場合又は反社会的勢力であると疑われる場合。

３　自己の子会社、関連会社その他関係会社を代理して本利用契約を申し込むことはできません。ただし、自己の関係会社である会員が当社に支払うべき報酬その他金銭債務を、当該関係会社の同意を得て、当該関係会社に代わって支払うことは妨げません。

４　同一の法人又は個人事業主に所属する複数の従業員が会員申込を行った場合、最初に当社が承諾した会員申込により本利用契約は成立し、以降の会員申込は、本サイトの利用者の申込とみなします。

第６条（有効期間）

本利用契約の有効期間は、成立日から１年間とします。ただし、期間満了１ヶ月前までに会員と当社のいずれからも本利用契約を終了する旨の通知がなされない場合、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とします。

２　本条本項、第９条第２項及び第３項（解除）、第１９条（不採用応募者）、第２０条（違約金）、第２４条（機密保持）、第２５条（反社会的勢力に対する表明保証）、第２６条（責任制限及び損害賠償）及び第２７条（管轄裁判所）の規定は、本契約終了後も有効とします。

第７条（会員の名称等の訂正及び変更）

会員は、会員申込により送信した情報その他当社に通知した情報に誤りがあった場合又は変更が生じた場合、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。

２　前項の場合、会員は、当社から届出に関する事実を証明する書類の提示を求められたときは、これに応じるものとします。

３　当社は、会員が前各項の届出を怠ったことにより被った不利益について、一切責任を負いません。

第８条（中途解約）

会員は、当社所定の方法により解約を申し出ることにより、本利用契約を将来に向かって解除することができるものとします。この場合において、解約の効力発生日は、別段の定めがある場合を除き、解約の申し出が当社に到着した日の１ヶ月後とします。

２　当社は、会員に通知することにより、本利用契約を将来に向かって解除することができるものとします。この場合において、解約の効力発生日は、当該通知に記載した日付とします。

第９条（解除）

当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会員になんら催告することなく、本利用契約を解除することができるものとします。

（１）本利用契約に定める手続きに際して虚偽の事項を届け出たことが判明した場合。

（２）本利用契約に定める義務の履行を怠り、必要に応じ相当の期間を定めた履行の催告にもかかわらず、その期間内にこれを是正しない場合。

（３）手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

（４） 差押、仮差押若しくは仮処分を受け、又は競売、強制執行処分を受けた場合。
（５） 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始を申し立て、又は申し立てを受けた場合。
（６） 営業を停止若しくは廃止し、又は会社の解散を決議した場合。
（７） 財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる場合。
（８） 親会社又は重要な子会社が前各号のいずれかに該当した場合。
（９） 前各号のほか、本利用契約を継続しがたい事情が生じた場合。

２ 当社は、本条に基づき本利用契約を解除したときは、本サービスに関連して当社が会員から何らかの金銭を受領している場合、当該金銭の返還義務を負わないものとし、当社に損害が生じた場合、会員に対し賠償を請求することができるものとします。

３ 本条に基づき本利用契約が解除されたことにより会員に生じた損害について、当社は一切責任を負いません。

４ 本条に基づき本利用契約が解除された場合、会員は当然に期限の利益を失い、当社に対して有する一切の債務を直ちに履行しなければならないものとします。

第１０条（本サービスの変更又は終了）

当社は、当社の判断により本サービスの全部若しくは一部を変更し、又は廃止することができます。この場合、当社は、相当な期間を定め、事前に会員に通知するものとします。

２ 本サービスを廃止した場合、当該廃止日をもって本利用契約も終了するものとします。

第１１条（本サービスの提供）

当社は、本利用契約の成立日より会員に本サービスを提供するものとします。

２ 本サービスの提供地域は、日本国内に限るものとします。

３ 第１条第２項第１号に定める本サービス（以下、「人材紹介」といいます。）の内容は、次章に定めるものとします。

４ 第１条第２項第２号及び第 3 号に定める本サービスの具体的内容は、会員と当社で別途協議して定めるものとします。

５ 第１条第２項第４号に定める本サービスの内容は、本サイトに記載するものとします。

６ 会員は、本サービスのうち、【Stay Worker】について前三号による本サービスの提供を受ける場合に限り、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。但し、当該第三者の行為は会員の行為とみなし、一切の責任を負うものとします。

７ 当社は、会員申込により送信した情報その他当社に通知した情報に誤りがある場合、会員の実在性に疑いがある場合又は第９条第１項各号のいずれかに該当する場合は、当該状況が解消するまで、本サービスを提供する義務を負わないものとします。

第１２条（禁止事項）

会員は、本利用契約に基づいて発生する権利及び義務の全部又は一部を、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に譲渡し、又は第三者のために担保に供し、その他一切の処分を行ってはならないものとします。

２　会員は、本サービスの利用に際し、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

（１）　法令、公序良俗又は本規約に違反する行為

（２）　当社又は第三者に虚偽の情報を提供する行為

（３）　目的又は方法の如何を問わず、本サービスを第三者に利用させる行為

（４）　他者になりすまして本サービスを利用する行為

（５）　本サービスに使用されるシステムに蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為

（６）　本サービスに使用されるシステムへのコンピュータウイルスその他有害なプログラムの送信その他当該システムの障害の原因となりうる行為

（７）　本サービスの運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為

（８）　当社又は第三者の権利を侵害する行為若しくは侵害するおそれのある行為

（９）　当社又は第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為

（１０）他社を不当に差別又は誹謗中傷する行為

（１１）当社が不適切と判断する行為

第１３条（求人情報の提供）

会員は、求人情報を当社に提供するものとし、当社は、当該求人情報に基づき次条第１項に定める応募者の選定を行います。

２　当社は、前項により提供された求人情報の記載内容を確認する義務を負いません。

３　会員は、第１項により登録された求人情報による求人を終了する場合、遅滞なく当社に通知するものとし、当社は当該通知に基づき、当該求人情報による応募者の選定を終了するものとします。

４　求人情報の記載内容の不備又は前項による終了の通知を怠ったことにより、当社又は求職者に損害が生じた場合、会員は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第１４条（応募者の紹介）

当社は、当社に求職の申込を行っている求職者のうち、求人情報に適合すると判断した求職者に求人情報を紹介し、当該求人に応募する意思を表示した求職者（以下、「応募者」といいます。）を会員に紹介するものとします。

２　会員は、当社が応募者を紹介した時点で、応募者本人から応募を受けている場合又は他の職業紹介事業者から当該応募者の紹介を受けている場合、遅滞なくその旨を当社に

通知するものとします。

第１５条（応募者の情報）

前条の紹介に際し、当社は、当社が作成したプロフィールシート、当社又は応募者が作成した職務経歴書その他の応募書類を会員に提供し、又は応募者から会員に提供させるものとします。

２　当社は、会員が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報を会員に提供するものとします。ただし、当社は、候補者の病歴その他個人情報保護法に定める要配慮個人情報及び併願の状況等の情報については、当該候補者の事前の承諾を得ることなく会員に提供する義務を負いません。

第１６条（採用選考）

会員は、応募者を自ら選考の上、適当と認めた場合には、会員の責任において応募者を労働者として採用するものとします。

２　会員は、応募者の採用を決定した場合、当社及び応募者に対して採用を決定した事実を確認する書面その他これに代わる文書（以下、「労働条件通知書」といいます。）を交付するものとともに、当該応募者（以下、「採用決定者」といいます。）の氏名、入社予定日を当社に通知するものとします。

３　当社は、前項の会員からの通知に基づき、第２１条に定める報酬その他当社所定の事項を会員に通知するものとし、当該通知をもって会員と当社との間で個別契約が成立するものとします。

４　会員は、応募者の不採用を決定した場合、当社に遅滞なくその旨を連絡するものとします。

第１７条（意思確認）

当社は、前条により労働条件通知書を受領したときは、採用決定者に会員への入社意思を確認し、その結果を会員へ伝えるものとします。

第１８条（応募者の併願等）

会員は、応募者が会員以外の求人に応募している可能性があること、労働条件通知書を受領後に入社を辞退する可能性があることを理解するものとします。

第１９条（不採用応募者）

会員は、不採用を決定した応募者について、本利用契約が有効であるか否かにかかわらず、当該不採用を当社に通知した日から１年の間、当社の承諾を得ることなく当該応募者を採用してはならないものとします。

第２０条（違約金）

会員は、第１４条第２項の通知を行わずに応募者本人からの応募若しくは他の職業紹介事業者の紹介に基づき当該応募者を採用した場合又は前条に違反して当該応募者を採用した場合、第２１条に定める紹介手数料の２倍に相当する額を違約金として当社に支払うものとします。

第２１条（報酬）

会員は、第１７条に従い当社が採用決定者の入社意思を会員に伝達した場合、人材紹介に対する報酬として、紹介手数料（以下、「紹介手数料」といいます。）を当社に支払うものとします。

２　紹介手数料は、本サービスの内容ごとに以下の通り定めるものとします。

（１）【U キャリア】をご利用の場合

紹介手数料は、次の計算式により算定する理論年収の３５％（消費税別）とし、第１６条に定める個別契約に定めるものとします。

理論年収=（月額固定給×12 ヶ月）+（賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数）

なお、月額固定給には、通勤手当、超過勤務手当等の金額が変動する手当を除く算定可能な諸手当（家族手当、住宅手当、役職手当、固定で支払われる割増賃金等）を全て含むものとします。

（２）【Stay Worker】をご利用の場合

①　紹介手数料は、別表紹介手数料算定基準表を基に第１６条に定める個別契約に定めるものとします。

②　第１条第２項第２号及び第３号に定める本サービスに対する報酬及び支払方法は、別途会員と当社協議の上、都度決定するものとします。

３　採用決定者が、会員への入社意思を表明したにもかかわらず入社しなかった場合は、紹介手数料は発生しないものとします。

第２２条（支払方法）

会員は、採用決定者が入社した月の翌月末日までに、紹介手数料に消費税及び地方消費税を加算の上、当社の指定する銀行口座に振り込むものとします。なお振込手数料は会員の負担とします。

第２３条（返戻金）

採用決定者（本条においてはアルバイト・パート（短時間就労者）を含みません。）が入社日（入社日が会員の休業日の場合は就業開始日からとします。）から６ヶ月未満に、

自己都合で退職した場合又は当該採用決定者の責に帰すべき事由により会社から解雇された場合、本サービスの内容ごとに、当社は以下に定める額を当該採用決定者の退職日又は解雇日の属する月の翌月末日までに、会員の指定する銀行口座への振込により返金するものとします。なお振込手数料は当社の負担とします。

（１） Ｕキャリアをご利用の場合

就労日数に応じた次の料率で算定した額

入社後１ヶ月未満の退職の場合	８０％
入社後３ヶ月未満の退職の場合	５０％
入社後６ヶ月未満の退職の場合	１０％

（２） Stay Worker をご利用の場合

当該採用決定者に関する紹介手数料の１００％相当額

第２４条（秘密保持）

当社は、本サービスの提供のため知り得た会員の業務上の秘密情報（以下、「秘密情報」といいます。）を、本利用契約の履行以外の目的に使用せず、また第三者（会員の親会社を除く）に開示しないものとします。

２　次の各号に該当する情報は、秘密情報には該当しないものとします。

（１） 当社が知り得た時点で、公知であった情報

（２） 当社が知り得た後に、当社の責によらず公知となった情報

（３） 当社が知り得る時点で、既に当社が所有していた情報

（４） 当社が第三者から、守秘義務を負うことなく適法に入手した情報

（５） 当社が第三者への開示について、会員の承諾を得た情報

（６） 当社が独自に開発した情報

３　当社は、会員との本利用契約が終了（解約、解除を含みます。）した後も、当該会員から申し出があるまで秘密情報を保持するものとします。

４　会員は、応募者の個人情報を自己の採用選考の目的以外に利用してはならないものとし、個人情報保護法及び関連法令、ガイドラインを遵守して適切に取り扱うものとします。

第２５条（反社会的勢力に対する表明保証）

会員は、本利用契約締結時及び締結後において、自ら（主要な出資者、役員それらに準ずる者を含みます。）が反社会的勢力ではないこと、過去５年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力の支配、影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

２　会員が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく本利用契約を解除することができるものとします。

（１） 前項の表明に反すること。

（２） 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
（３） 反社会的勢力を利用していること。
（４） 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
（５） 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
（６） 自ら若しくは第三者を利用して当社及び当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたこと。

３　前項の定めに基づき本利用契約を解除された会員は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第２６条（責任制限及び損害賠償）

会員は、本サービスの利用を通じて行った自己及び利用者の行為に基づく紛争等を自己の責任において解決するものとします。

２　当社は、会員が本サービスの利用により被った損害について一切責任を負いません。

３　前項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失により会員に損害を与えた場合、当社は、会員の被った通常かつ直接の損害に限り賠償する責任を負うものとします。ただし、当該賠償額は、会員が当社に支払った紹介手数料相当額を上限とします。

４　当社は、会員若しくは利用者が本規約に違反し、又は会員若しくは利用者の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、その損害賠償を請求できるものとします。

第２７条（管轄裁判所）

会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、その訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則
2025 年 3 月 1 日制定
2025 年 4 月 1 日改訂

別表　紹介手数料算定基準表

雇用区分	プラン（直営店舗数）	紹介手数料（税別）
アルバイト・パート （短時間就労者）雇用	ベーシックプラン （4店舗未満）	100,000円
	ミドルプラン （５～９店舗）	80,000円
	ラージプラン （１０店舗以上）	50,000円

雇用区分	日本語能力試験レベル	紹介手数料（税別）
特定技能雇用	Ｎ４以上	350,000円から
正社員・契約社員雇用	Ｎ３以上	採用決定者のスキル等に応じ、会員と協議の上、第１６条第３項の個別契約にて定めます。

備考 前表以外の場合は会員と協議の上、第１６条第３項の個別契約にて定めます。